

社会福祉法人 地の塩福祉会

実施 年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
4	実地	監事の監査が、会計監査報告となっており、監査の内容が計算関係書類と財産目録の監査となっている。監事は、理事の職務執行の監査（業務監査）及び会計監査を行い、監事報告書を作成しなければならない。会計監査のみでなく、業務監査についても実施し監査報告を行うこと。 【法第45条の18第1項、法第45条の28、規則第2条の27、規則第2条の36】	厚労省より示されている監事監査報告書の様式に則り、今後作成していくようにする。今回の監査報告も作成し直した。	R4.10
5	未実施	—	—	—
6	未実施	—	—	—

「実地」・・・実地による監査を実施

「書面」・・・書面による監査を実施

「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度

「延期」・・・特別な事情により延期した場合

「中止」・・・災害等により延期